

桜ノ宮合同庁舎

飲料自動販売機販売管理者公募要綱

令和8年8月
近畿中国森林管理局

桜ノ宮合同庁舎飲料自動販売機販売管理者公募要綱

桜ノ宮合同庁舎飲料自動販売機販売管理者公募要綱

目 次

1	趣旨	1
2	基本理念	1
3	公募内容	1
4	応募者の資格	4
5	応募手続等	4
6	販売予定者の決定及び公表	4
7	使用許可の手続	5
8	販売予定者の決定の取消し	5
(公募に係る様式等)		
	応募申込書	6
	企画提案書類	7
	企画提案書内容一覧	8
	誓約書	9
	質疑書	10
	桜ノ宮合同庁舎案内図	12
	桜ノ宮合同庁舎 1 階平面図	13

1 趣旨

近畿中国森林管理局は、桜ノ宮合同庁舎の職員、来庁者等(以下「職員等」という。)の福利厚生や利便に資するため、国有財産の使用許可を受けて有償により飲料自動販売機(以下「自販機」という。)の設置から販売、管理までを総合的に運営する者(以下「販売者」という。)を公募する。

2 基本理念

本公募に申込みをしようとする者(以下「応募者」という。)の自販機の管理運営に係る企画提案に当たっては、主に次の事項について重視するものとする。

- (1) 職員等のニーズに合った販売商品、品質及び価格
- (2) 自販機の安定的かつ継続的な販売・管理への対応
 - ① 適切な商品の供給体制、空き容器の回収・処理方法
 - ② 適切な安全衛生管理、苦情等への対応
- (3) 適切な自販機の耐震対策
- (4) 応募者の提案する使用料

3 公募内容

(1) 業務内容

桜ノ宮合同庁舎 1 階の所定の場所における自販機の設置及び管理運営業務(以下「業務」という。)

自販機の種類：缶・ボトル式、1 台、1 社(者)

(2) 使用許可物件

- ① 所在地 大阪府大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番 75 号
- ② 施設名称 桜ノ宮合同庁舎
- ③ 位置 桜ノ宮合同庁舎 1 階分
- ④ 面積 転倒防止措置を含めた外寸の面積、空き容器回収箱(以下「回収箱」という。)の設置面積の合計
- ⑤ 施設の概要 現在、庁舎内の自動販売機設置台数は 0 台です。
庁舎内の職員数は 約 240 人。1 階部分のうち、自販機の設置場所はオープンスペースとなっており、桜ノ宮合同庁舎職員だけでなく来庁者を含む外部の方の利用も可能です。(オープンスペースの利用可能時間は、8 時 30 分～17 時 00 分)

(3) 使用許可

「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」(昭和 33 年 1 月 7 日付け蔵管第 1 号大蔵省管財局長通達)に基づき、国有財産使用許可を受けるものとする。

(4) 使用許可期間

使用許可期間は、令和 8 年 9 月 1 日(予定)から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

(5) 国有財産の使用料の額等

- ① 令和 8 年度の使用許可期間に係る 1 m²あたりの建物使用料は、年額 81,666 円(消費税は別途)以上で応募者の提案する額とする。
なお、使用料は、毎年度の見直しにより変動する場合がある。
- ② 使用料は、近畿中国森林管理局の指定する期日までに原則として全額前納により納付する。なお、使用期間が 1 年に満たない場合は月割又は日割により計算した額を納付する。
- ③ 使用料の他に 3 (2) の使用許可物件に係る電気料の実費を別途徴収する。

(6) 自販機の設置工事

- ①販売者は、自らの責任と負担において、必要な工事(以下「工事」という。)を行うものとする。
- ②販売者は、着工前に、あらかじめ近畿中国森林管理局と設計及び施工内容の協議を行うこと。なお、近畿中国森林管理局は、工事完了後、協議内容に適合しているか確認を行うものとする。

(7) 使用上の制限等

- ①販売者は、使用許可物件について、常に善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。
- ②販売者は、使用許可物件を第三者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- ③販売者は、業務遂行に当たって、安全面、衛生面及び防災面に十分な配慮をするものとする。
- ④販売商品の補充、自販機の点検等を適切に行うとともに、自販機の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。また、販売商品等と廃棄物等の搬入・搬出及びその方法については、近畿中国森林管理局の指示に従うこと。
- ⑤販売者は、回収箱の設置に当たっては、十分に余裕のある容量のものとし、販売者の空き容器はもとより、回収箱に他者の空き容器、その他ゴミ等が混在している場合であっても、責任をもってすべて回収すること。
- ⑥原材料・廃棄物等の搬入・搬出において、駐車場及びエレベーターを使用する場合は、以下の場所及び機器を使用するものとする。ただし、警備員から指示があった場合は、その指示に従うものとする。
駐車場、地下駐車場 9時00分～17時00分
エレベーター 9時00分～17時00分

(8) 業務運営に当たっての条件等

- ①販売者は、業務の運営を企画提案に基づき行うものとする。
- ②販売者は、故障、販売商品の損傷等について、職員等から連絡を受けた場合は、迅速に対応するものとする。
- ③販売者は、業務の運営を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ④販売者は、円滑な自販機の運営のため、近畿中国森林管理局との間において電子メールによる連絡が可能な体制を調えるものとする。
- ⑤設置する自販機は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和8年2月)の【判断の基準】を満たしているものとする。
- ⑥販売者は、自販機から発生する全ての廃棄物を販売者の責任で搬出し、全て再生利用するものとする。
- ⑦農林水産省では、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、省エネルギー、省資源対策、廃棄物削減等の取組を実施していることから、販売者へ協力を求めるものとする。
- ⑧販売者は、販売商品名ごとの価格、売上本数、売上額及び廃棄物の発生量を、適宜の様式により、当該月の翌月の10日(その日が閉庁日の場合は、直後の開庁日)までに電子メールにより近畿中国森林管理局に提出するものとする。
- ⑨販売者は、業務の運営について変更等を行う場合は、あらかじめ近畿中国森林管理局と協議し、承認を得るものとする。
- ⑩近畿中国森林管理局は、必要に応じて業務の運営に係る確認等を行うことができる。また、近畿中国森林管理局は、当該確認等の結果に基づき、業務の運営について必要な報告又は改善を販売者に求めることができる。

(9)使用許可の取消又は変更

近畿中国森林管理局は、販売者が次のいずれかに該当する場合においては、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

- ①国において使用許可物件を必要とする場合
- ②販売者が使用許可条件に違背した場合
- ③販売者の資金事情等の変化等により、自販機の設置・運営の履行が確実でないと近畿中国森林管理局が判断した場合
- ④著しく社会的信用を損なう行為等により、販売者としてふさわしくないと近畿中国森林管理局が判断した場合
- ⑤「(7)使用上の制限等」又は「(8)業務の運営に当たっての条件等」に違背した場合

(10)使用許可終了時の条件等

- ①販売者は、次に掲げる場合においては、近畿中国森林管理局が指定する期日までに、販売者の負担により使用許可物件を原状回復し、返還するものとする。

ア使用許可期間が満了した場合

イ(8)により使用許可が取り消された場合

ウ(12)により業務の解除を申し出た場合

また、この場合においては、販売者は近畿中国森林管理局に対して一切の補償を請求することはできない。

- ②原状回復とは、国有財産使用許可書第10条(原状回復)に基づき、当該自販機一式を全て撤去したスケルトン状態に戻すことであり、近畿中国森林管理局から原状回復を要しない旨、通知があった場合は、それに従うものとする。なお、販売者は、使用許可物件を返還する際、次の販売予定者が決定され、打合せ等を求められた場合においては、協力するものとする。

(11)名義使用の制限

販売者は、自己の営業上の取引に関して、近畿中国森林管理局の名義を使用してはならない。

(12)損害賠償

販売者は、使用許可物件の使用に当たり、近畿中国森林管理局又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償するものとする。

(13)販売者の都合による業務の解除

販売者は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前に書面により申し出るにより解除することができる。

(14)秘密の保持

- ①販売者は、自販機運営上、知りえた個人情報などは業務以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

- ②販売者は、自らの従業員に①を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

- ③販売者は、秘密の保持が遵守されない事実が発生した場合においては、近畿中国森林管理局に速やかに報告しなければならない。

(15)その他

- ①販売者の都合による経費は、販売者の負担とする。

- ②販売者は、近畿中国森林管理局の指示に従い、使用許可物件に限らず、建築物、電気工作物、設備等を、常に良好な状態に保つよう使用することとする。

- ③使用許可にあたっては、本要綱に定めるもののほか、国有財産使用許可書に定めるところによる。

4 応募者の資格

応募者は、次の要件を全て満たしている者に限る。

- (1) 基本理念を理解し、公募内容について履行可能であるとともに、業務の遂行に意欲のある者であること。
- (2) 優良な販売商品及び良質なサービスを提供できる能力を有する者であること
- (3) 自販機の営業の企画・運営のノウハウをもつ運営会社(者)であること
- (4) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること
- (5) 国税及び地方税を完納していること
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員でないこと
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者でないこと。

5 応募手続等

(1) 応募書類

- ① 応募申込書 P 6 参照
- ② 企画提案書類 P 7、8 参照
- ③ 誓約書 P 9 参照
- ④ 提出方法及び提出期限

ア 持参、郵送 令和8年8月24日(月)17時00分

イ 提出の条件 提案内容の変更等は、上記期間内に限り取り扱う。

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

応募書類は、いかなる理由があろうとも返却しない。

応募書類は、本公募に係る販売予定者選定の目的以外には使用しない。

⑤ 提出(郵送)場所

〒530-0042

大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番75号 桜ノ宮合同庁舎

近畿中国森林管理局 保全課

担当 天野、古久保

(電話：06-6881-3525)

(2) 質疑について

- ① 質疑書及び別紙(P10、11 参照)の提出により行う。
- ② 受付期間 公示日から令和8年8月24日(月)まで
提出方法 Eメール kc_hozen@maff.go.jp
- ③ 質疑回答 ホームページ、Eメールにて応募者全員に回答する。
- ④ 質疑者資格 応募者とする。

6 販売予定者の決定及び公表

(1) 販売予定者の決定方法

近畿中国森林管理局において、応募者を取りまとめ、審査委員会を開催し、企画内容及び資力、信用等を総合的に審査の上、国有財産の使用許可をする販売予定者を決定する。

(2) 書類審査の実施

所定期間内に適正に提出された書類について、近畿中国森林管理局において審査委員会を開催し、書類審査を実施する。

なお、応募者から提出された書類に不足、不備等が判明した場合でも、改めて補足、修正等の必要性を連絡しない。

(3) 販売予定者の決定時期及び審査結果の通知

販売予定者の決定は、令和8年8月下旬を予定しており、審査結果は、全ての応募者に、速やかに通知する。審査内容や結果についての問い合わせには応じない。

(4) 販売予定者の公表

販売予定者の公表については、決定後、速やかに近畿中国森林管理局のホームページで公表する。

7 使用許可の手続

近畿中国森林管理局と販売予定者との間で国有財産の使用許可手続を行うものとし、その実施に当たっては別途連絡する。

8 販売予定者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、販売予定者としての決定を取り消すものとする。

- ① 正当な理由なくして、近畿中国森林管理局の指定する期日までに国有財産使用許可申請書の提出を行わなかった場合
- ② 販売予定者の決定から使用許可の手続きまでの間に、販売予定者の資金事情の変化等により、販売者において使用許可条件の履行が確実でないと近畿中国森林管理局が判断した場合
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、販売予定者としてふさわしくないと近畿中国森林管理局が判断した場合
- ④ 販売予定者が応募者の資格を失った場合

令和 年 月 日

応 募 申 込 書

「桜ノ宮合同庁舎飲料自動販売機販売管理者公募要綱」に基づき、別添企画提案書類等により応募の申請をします。

近畿中国森林管理局長 殿

(郵便番号)
住 所
商号又は名称
代表者氏名

担当所属・職名
担当者氏名
電話番号
E メールアドレス

企画提案書類

書 類	内 容	提出部数
企画提案書	様式は任意とし、P 8 の企画提案書内容一覧の内容を盛り込んだ資料	6 部
企業概要等	企業の概要が分かる資料(パンフレット等) ・ 創立(創業)年月日、資本金、事業内容、 主な営業区域、事業所所在地、従業員数等 が分かるもの	
商業登記簿謄本	いずれも原本 (法人の場合) 現在事項証明書 (個人の場合) 商号を用いる場合は、商号登記簿謄本 商号を用いない場合は、本籍地の市区町 村長が発行する「身分証明書」及び指定法 務局の登記官が発行する「登記されてい ないことの証明書」	1 部
決算書	直近 1 期分の 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書 別紙様式 18 誓約書	

注) 各種証明書等については、発行日から 3 か月以内のものとしします。
証明書等以外の提出書類は、できる限り A 4 版としします。

企画提案書内容一覧

主な企画計画	主な記載内容
1 商品の構成・価格※	販売を予定している主な商品の種類及び予定販売価格の内容がわかるもの。
2 商品の供給体制※	自動販売機への商品の供給(補充)体制がわかるもの。
3 空き容器回収(周辺清掃)等方法※	空き容器の回収・処理の方法等についてわかるもの。
4 安全・食品衛生	利用者の安全衛生管理について、事故防止の体制及び事故への対応策がわかるもの。
5 自動販売機の機種及び特徴※	1 か月あたりの消費電力、省エネルギー・環境対策に係る提案、メンテナンス、アフターサービスについてわかるもの。
6 苦情等の対応※	利用者からの苦情等に対応する体制等がわかるもの。
7 耐震対策※	自動販売機の耐震対策がわかるもの。
8 提案する1㎡あたりの使用料※	8 1, 6 6 6 円(税抜)以上で提案しようとする額。

※印の項目は必ず企画提案書に盛り込むこと。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することにも同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件(使用許可物件)を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※ 1)、政治活動標ぼうゴロ(※ 2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※ 1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※ 2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

近畿中国森林管理局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称

令和 年 月 日

質 疑 書

「桜ノ宮合同庁舎飲料自動販売機販売管理者公募要綱」に基づき、質疑書を別紙の
おり提出します。

近畿中国森林管理局長 殿

(郵便番号)
住 所
商号又は名称
代表者氏名

担当所属・職名
担当者氏名
電話番号
Eメールアドレス

質 疑 事 項	質 疑 内 容



